

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の運用対象の自由化
にかかる認可申請について

- 審査の基本的な考え方
- 具体的なチェックポイント
 - (1) 経営管理（ガバナンス）にかかる事項
 - イ. 経営陣の適切な関与
 - ロ. 相互牽制
 - ハ. 内部監査
 - (2) 財務の健全性等にかかる事項
 - イ. A L M管理
 - ロ. 信用リスク管理
 - (3) 業務の適切性にかかる事項
 - イ. 人員配置
 - ロ. 規程整備
 - ハ. システム整備

認可申請の概要

郵政民営化法第110条第1項及び第138条第2項の規定に基づき、今回、以下の業務を新たに行いたいとして、各社より認可申請があったところ。

① ゆうちょ銀行

今回申請のあった業務	銀行法における対象規定
シンジケートローン(参加型)、特定目的会社(SPC)への貸付	銀行法第10条第1項第2号
公共債の売買	銀行法第11条
有価証券の売買・貸付け(信託受益権の売買、株式の売買等)	銀行法第10条第2項第2号、第3号
金銭債権等の取得・譲渡(貸出債権の取得又は譲渡等)	銀行法第10条第2項第5号、第5号の3
デリバティブ取引(金利スワップ、金利先物取引等)	銀行法第10条第2項第12号、第14号
リバースレポ取引	銀行法第10条第2項柱書

② かんぽ生命保険

今回申請のあった業務	保険業法施行規則における対象規定
シンジケートローン(参加型)	保険業法施行規則第47条第5号
有価証券の取得、貸付け(信託受益権の取得、株券の取得等)	保険業法施行規則第47条第1号、第6号
金銭債権の取得(貸出債権の取得)	保険業法施行規則第47条第3号
デリバティブ取引(金利スワップ、金利先物取引等)	保険業法施行規則第47条第9号、第10号